

一時保護施設の設備・運営に関する基準に対するご意見と本市の考え方

実施期間：令和6年11月14日（木曜日）から12月13日（金曜日）まで

意見数及び提出者数：6件（2名）

No.	ご意見	本市の考え方
1	<p>HPなどで調べると一時保護施設には専門性が高い人材が求められるとあり虐待や発達障害、精神障害など多様な子供達が入所するとある。しかし、私が見た施設では多様性とは程遠く人数規定に沿って運営されているが所が多く、所長などは教員をしていた人（研修を受けている）が多く長い間の公務員生活での習性を排除しきれない面があったように感じています。現在仙台市では30人学級の少人数で教員補助を入れる教育も崩れ学校に行かない児童が増えている。</p> <p>従って令和6年内閣府令第二十七号、一時保護施設の設備及び運営に関する基準、 （設備に関する経過基準）の第四条には・・・児童福祉司であって、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童福祉所所長が適当と認められた者を指導教育担当者として置く事が出来る。</p> <p>と記載があります。児童福祉司は任用資格であり公務員に与えられた資格に過ぎず、今までやってきた基準を崩さない事になる。厚生労働省の資格のみならず法律学や地域で活躍している児童委員など視野を広げた普通の生活者の目線も必要だと考えます。専門性は研修等（業務継続計画等の制定等第十四条2項）で培われて行くと考えます。</p>	<p>当該経過措置は「必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認められた者」とするものであり、単に児童福祉司の任用資格を有すれば良いというものではなく、内閣府令第20条第3項の規定に準ずる資質を求めたものであると考えます。なお本市では現在、一時保護施設の指導教育担当者として児童相談所勤務経験が5年以上の職員を配置し、研修にも派遣しております。</p> <p>「普通の生活者の目線も必要」とのご意見は今後の人員配置の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>（趣旨）に戻って第一条四項2号については施設は明るくて衛生的は当たり前であり安全な生活を送ることは必須です。しかしながら児童の精神的不安の原因などを調査する旨も合わせて記入して欲しい。</p>	<p>子ども虐待対応の手引きに則り、入所した児童の精神的不安が高い場合は、一時保護施設の心理職員と児童心理司が連携して心理的なアセスメントとカウンセリングを実施し、必要な場合は児童精神科医の診察を受けております。従来よりこれらは、児童相談所及び一時保護施設の職員の本来業務となっており、今後とも適切な対応に努めてまいります。</p>

No.	ご意見	本市の考え方
3	<p>(秘密保持等)においては第三十四条2項において苦情の解決とあるが職員以外の者の区別があいまいで退職者ではない者を起用した方が良いと考えます。</p> <p>尚、ネットには成功した例など沢山の専門家の意見が投稿されています。</p>	<p>「秘密保持」の第33条へのご意見ではなく、「苦情への対応」の第34条第2項についてのご意見として承りました。</p> <p>苦情を公正に解決できるようご意見を参考にしながら取り組んでまいります。</p>
4	<p>保護児童の健康状態の把握は、服薬の有無・アレルギーや持病等の配慮も必要と考えます。</p>	<p>一時保護に際しましては、服薬の有無・アレルギーや持病等も含めて慎重に確認し配慮を行っているところであり、今後とも健康状態の把握に努めてまいります。</p>
5	<p>少年(就学児童～)から居室が一人、とありますが、やむを得ず足りない場合は(身体的男女別)同性のみ同室可として欲しいです。</p> <p>また、施設は男女別スペースを維持して欲しいです。</p>	<p>本市一時保護施設では少年について居室を複数での利用とするのは同性の場合のみとし、浴室やトイレ等は男女別としております。</p>
6	<p>一時保護施設職員は、窃盗・性犯罪等の前科のない者またはその兆候がない者であって欲しいです。</p> <p>また、アルコールやギャンブル依存症またはその兆候がない者であって欲しいです。</p>	<p>地方公務員法に基づき、地方公務員法に定める欠格条項に該当する者は職員になることはできません。また、職員の資質の把握と向上には常に取り組んでおり、疾病等により勤務態度や業務の質が低下することがないよう今後とも努めてまいります。</p>